

生駒市水道事業管理規程第 2 号

生駒市企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成 2 6 年 3 月 3 1 日

生駒市水道事業管理者 古川 文男

生駒市企業職員就業規程の一部を改正する規程

生駒市企業職員就業規程（昭和 4 3 年 4 月生駒市水道事業管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「生駒市一般職の任期付職員の採用に関する条例」を「生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」に改める。

別表第 2 の 1 2 の項中「小学校就学」を「中学校就学」に改め、「含む」の次に「。以下この項において同じ」を加える。

附 則

この規程は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。